

## 包括代理型決済代行サービス利用規約

(株) オール・デンタル・ジャパン (以下「甲」という) の提供する包括代理型決済代行サービス (以下「本サービス」という) の利用を希望する個人、法人、または団体 (以下「乙」という) は、甲の指定する「本サービス利用申込書」(以下「利用申込書」という) により、申込を行い、以下の利用規約 (以下「本規約」という) を遵守するものとする。

### 第1条 (前提条件)

- 本サービスは、甲が独自に提供するサービス (以下「当社サービス」という) と、甲と提携する決済サービス提供会社 (以下「提携決済会社」という) または決済代行サービス提供会社 (以下「提携決済代行会社」という) が提供するサービス (以下「個別サービス」という) によって構成するものとする。乙は当社サービス及び個別サービスの両方または、いずれかを単独で利用することができる。
- 乙が個別サービスの利用を希望する場合で、提携決済会社が審査を必要と認めたときは、乙は甲を代理人として提携決済会社に加盟審査を申請し、提携決済会社の加盟可否審査を受けるものとする。この際、提携決済会社の加盟承認が得られない場合は、乙は当該提携決済会社の提供する個別サービスを利用することはできない。
- 乙が前項の審査の結果、提携決済会社への加盟が承認された場合は、当該提携決済会社との個別サービスについては、本規約のほか当該提携決済会社の定める規約等の諸規定 (以下「個別規約」と総称する) が適用されるものとし、本規約に定めのない事項または本規約と個別規約の内容が一致しない事項については、個別規約が本規約に優先して適用されるものとする。
- 本サービスの利用場所は、次の号に定めるものとする。
  - 当社サービスの場合、事前に乙が甲に届け出し、甲の承認を得た乙の関係する施設のみに限定する。
  - 個別サービスの場合、事前に乙が甲を通して提携決済会社または提携決済代行会社に届け出し、提携決済会社の承認を得た乙の関係する施設のみに限定する
- 本サービスの利用に際して必要となる一切の通信環境 (本サービスの付帯通信サービスの利用も含む) および郵送環境は、乙が乙の負担と責任において整備するものとする。

### 第2条 (サービス条件)

- 乙が本サービスを利用する場合の具体的な条件については、甲が乙に別途提示するサービス条件通知書 (以下「条件通知書」という) を乙が承認することによって定めるものとする。条件通知書に定める内容は次の号の通りとする。なお、条件通知書において本規約と異なる事項を定めている場合は、条件通知書が本規約に優先するものとする。
  - 甲が乙に提供する当社サービスまたは個別サービスの種類
  - 乙に提供する本サービスの初期導入費用、サービス料及びサービス料の算出根拠
  - 乙が本サービスを利用するために必要な機器及び機器の貸与条件 (月額利用料等)
  - 乙が本サービスを利用して、乙の顧客に販売した商品または役務の対価に対し、提携決済会社または提携決済代行会社から甲を通じて乙に支払われる決済資金 (以下「立替払金等」という) の支払い方法及び支払時期
  - 甲が乙に提供する本サービスを利用する際に同意が必要な個別規約の入手方法
  - 前各号のほか乙による同意が必要な規約等やサービス条件

### 第3条 (本サービスの中止・停止等)

- 甲は次の各号に定める場合は、事前に乙に通知することなく本サービスの全部または一部の提供を、期間を定め、または定めずに停止することができるものとする。

- 本サービスの提供にあたり必要な甲または提携決済会社または提携決済代行会社の設備等および甲または提携決済会社または提携決済代行会社の業務提携先の設備等に障害が発生し、またはメンテナンス、保守、もしくは工事が必需になった場合
- 電気通信業者、インターネット回線事業者、提携決済会社、提携決済代行会社、当社以外の第三者のサービスの停止などの行為に起因して本サービスの提供が困難となった場合、または困難となる可能性がある場合
- 天災、戦争、テロ、暴動、騒乱、行政の指導もしくは処分、法令による規制、労働争議等の事案発生により、本サービスの提供が困難となった場合、または困難となる可能性がある場合
- 本サービスで利用する決済手段の利用環境 (磁気カード、IC カード等の媒体及びこれらの情報読取・処理を行なう装置またはコンピュータ・スマートフォンに利用するアプリケーションソフト等、決済手段提供に必要なプログラム) のいずれかにおいて、改ざん、スキミング、暗号解読に繋がる行為、装置の不具合等、決済手段の提供が困難もしくはその疑いが認められた場合
- 前各号のほか、甲が合理的な理由により本サービスの提供を中止または停止することが相当と判断した場合

- 甲は前項に基づいて本サービスの全部または一部の提供を停止したことにより乙に生じた、または生じると予想される損害及び不利益について、乙に対して損害賠償を含む一切の法的責任を負わないものとする。

### 第4条 (本サービスに関する立替金等の支払および、本サービス料の請求)

乙が乙の顧客に提供した商品または役務の対価に関し、個別サービスに基づいて提携決済会社または決済代行会社から甲を通じて乙に支払われる決済資金の支払い方法および支払い時期と甲が乙に対する本サービス料の請求方法および請求時期に関しては次の通りとする。但し、甲は提携決済会社または提携決済代行会社から立替金その相当額を受領していない場合、または提携決済会社または提携決済代行会社から立替金相当額の返還を求められている場合、相当額分については乙に対する支払義務を負わないものとする。

- 乙は利用申込書または甲が指定する用紙に振替先口座情報を記載し、甲が予め指定した期日までに利用申込書または用紙を甲に受け渡すものとする。甲が指定期日までに利用申込書または用紙を受け取れなかった場合、甲は乙が希望する日に振替及び決済が履行されなくても責を負わないものとする。
- 甲は毎月1日から 15日分を当月16日に集計し、当月16日から当月末分までを翌月1日に集計し、当月 16日集計分については翌月 5日、翌月1 日集計分については、翌月 2 0日に、条件提示書によって提示した本サービス料を差引いて、乙が指定する口座に振り込むものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。また、5日および 20日が銀行休業日の場合はそれぞれ翌営業日に乙が指定する口座に振り込むものとする。
- 前項に従い精算した結果、甲が乙に対して請求する場合は、甲が乙に提示した精算書に記載された支払期日までに、乙は甲が指定する銀行口座に振り込むものとする。この際の振込手数料は乙が負担するものとする。
- 甲乙とも相手方に対する債務不履行の場合は、債務履行期日の翌日から完済に至るまでの期間について、元本に対する年利 14.5%の遅延損害金を支払うものとする。

### 第5条 (端末の貸与および取扱手順)

- 本サービスの利用にあたり必要な端末 (以下「貸与端末」という) がある場合は、甲より乙に対して貸与するものとする。また、貸与端末の貸与料等に関しては別途条件通知書に記載するものとし、前条の立替金と相殺するものとする。
- 貸与端末の乙への納品は、甲の所定の方法で乙の指定場所に送付するものとする。この際、乙以外のものによる受領も乙の受領と見做すものとする。
- 乙は甲の指示、貸与端末の取扱説明書、本規約および端末取扱いに関する個別規約に従い貸与端末を取り扱うものとする。
- 乙は善良なる管理者の権限をもって貸与端末を利用、管理するものとする。

5. 貸与端末の動作に必要な電源および電気等にかかる費用ならびにレシート用紙などの消耗品費用は乙の負担とする。

6. 乙が自ら本サービスの利用を停止する場合、または乙と提携決済会社もしくは甲との契約が契約期間満了または解除等、理由の如何を問わず終了した場合等であって、乙が本サービス利用のために貸与端末を使用しなくなった時は、乙は直ちに貸与端末を甲に返還するものとし、この際必要な費用は乙が負担するものとする。

#### 第6条（貸与端末の修理・交換）

1. 貸与端末および貸与端末の付属機器に故障等が生じた場合、乙は直ちに甲にその旨を通知するものとする。

2. 乙が前項の定めに従い通知した貸与端末の故障等について、甲が修理・交換が必要と判断した場合、甲は甲が指定する第三者による修理・交換を依頼、または、故障端末と同一もしくは同等機能を有し正常な動作を確認した貸与端末を代品として乙に送付する。

3. 乙が前項に記載の故障端末の代品として甲の送付した端末を受領した場合、乙は乙の費用と責任において当該故障端末を速やかに甲に送付する。

4. 第1項に記載の故障等が乙の責による場合、故障端末の修理および交換に関わる一切の費用は乙が負担するものとする。

5. 貸与端末が紛失・盗難等により甲への返却が不可能となった場合、甲は前2項同様新たな貸与端末を送付するものとし、その費用については一切を乙が負担する。

#### 第7条（本サービスの変更）

1. 甲は、甲の裁量により本サービスの一分または全部の内容を追加、変更または削除することができるものとする

2. 乙は提携決済会社の方針およびサービスの変更により、甲の責によらず乙に提供するサービスの内容が変更、修正、削除されることがあることを認識し、甲はこれらの変更、修正、削除に対する責を負わず、また、これに対して生じた乙またはその関係者の不利益や損害について一切の責を負わない。

#### 第8条（本規約の変更）

1. 甲は次項の手続きを取ることで乙の承認を得ることなく、いつでも本契約の内容を変更することができる。

2. 甲が本規約の内容を変更する場合、甲は当該規約変更の内容と当該変更が効力を生じる日（以下「効力発生日」という）を明示した書面を、効力発生日の7日前までに以下の方法の何れかによって通知するものとする。

(1) 利用申込書に記載された乙の連絡先に発送する

(2) 乙が事前に登録した e-mail アドレス宛に e-mail を発信する

(3) 甲が指定するウェブサイト (<https://all-dental-japan.com/>) 上に掲載する

3. 乙が前項による規約変更の効力発生後、本サービスの全部または一部を利用した場合、または、乙が効力発生日から14日以内に本サービスにかかる甲との契約の解除の意思表示を行ない場合も当該規約変更に同意したものとする。

#### 第9条（本サービスの利用期間および乙による本サービスの解約）

1. 本サービスの利用期間は、甲が提示した条件通知書を乙が承認した日より3年とし、期日満了の90日前までに甲または乙からサービス解約の申し入れがない場合、同一条件で利用期間を更新するものとし以降も同様とする。

#### 第10条（乙の禁止次項）

1. 乙は次の各号に定める行為を行ってはならない。

(1) 甲に対する虚偽の申請

(2) 甲、もしくは第三者の財産（知的財産権を含む）、プライバシー、名誉、信用、肖像、またはパブリシティに係る権利、その他の権利・利益を侵害する、またはその可能性がある行為

(3) 前号以外で甲もしくは第三者の権利・利益を侵害する、またはその可能性がある行為 (4) 法令に違反し、もしくは公序良俗に反する、またはそれらの可能性がある行為

(5) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを使用する等をして甲または第三者に損害を与える、またはその可能性がある行為

(6) 前号に定めるもののほか、不正アクセス等、甲の業務の遂行、本サービスの業務、サービス、通信を含む設備等に故障を及ぼす行為、またはその可能性がある行為

#### 第11条（権利・義務およびそれらの譲渡禁止）

1. 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得ることなく、本規約上の地位または本サービスに関する権利・義務の全部、または一部を第三者に対して譲渡（合併・会社分割等による包括承継お含む）、または担保に供する等、一切の処分を行ってはならない。

2. 乙は、改組等により乙の契約組織に変更がある場合、または甲へ届け出た登録情報に変更がある場合、速やかに甲に通知し甲の定める所定の手続きをとるものとする。

#### 第12条（契約解除等）

1. 乙が次の各号の一つに該当した場合、甲は何ら通告・催告を行うことなく、かつ、乙に対して損害賠償を含む一切の義務を追うことなく、乙に対する本サービスの全部の提供を、期間を定め、もしくは定めずに停止し、乙との間の本サービスの提供にかかる一切の契約を解除して本サービスの提供を終了することができる。

(1) 本規約、または個別規約に違反した場合

(2) 全ての提携決済会社が、加盟店契約および個別契約に基づく乙に対するサービスの提供を停止した場合、または全ての提携決済会社が乙との加盟店契約を解除した場合

(3) 乙の甲または提携決済会社に対する申告内容の全部または一部に虚偽があった場合 (4) 反社会勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会勢力、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知的暴力団その他これに準じるもの）である、または反社会勢力等への資金提供その他を通じて反社会勢力等の維持、運営もしくは経営に協力、関与する等反社会勢力等と何らかの交流もしくは関わりを持っていると判断されるもの、ならびに実質的に反社会勢力等が経営に関与している法人等であると甲が合理的に判断した場合

(5) 仮差押、差押、競売、破産手続開始、会社更生法手続開始、民事再生手続等の申立があった場合、または公租公課等の滞納処分を受けた場合

(6) 手形もしくは小切手の不渡りがあった場合、銀行停止処分を受けた場合、その他支払を停止した場合

(7) 法令違反等、善良な風俗を害する行為、もしくは知的財産権の侵害、プライバシー侵害、名誉毀損、信用毀損、その他他人の権利を侵害する行為、またはこれらの行為に加担したと認められる場合

(8) 解散、合併、原資、事業の廃止または事業の全部もしくは重要な部分の譲渡等の決議をした場合

(9) 監督官庁より営業停止または営業免許もしくは営業登録の取り消し等の処分を受けた場合

(10) その他、甲が乙に対する本サービスの全部または一部の提供をすることが不適切であると判断した場合

2. 乙が前項各号の一つに該当した場合、前項契約解除の有無に関わらず、乙は当該解除の時点において甲に対する一切の権利、債務についての期限の損益を喪失し、直ちに清算するものとする。

#### 第 13 条（業務委託）

1. 甲は乙の承諾なく、本サービスに関する業務の一部または全部を第三者に委託することができる。
2. 前項の場合、甲は第 14 条および第 15 条に定める情報管理責任を適切に実行できる管理体制を敷いていることを条件として委託先を厳選し、機密保持契約の締結等厳密に委託先を管理するものとする。

#### 第 14 条（情報管理）

1. 甲は、本サービスの履行を通じて知った乙の情報について、次の各号の場合を除き乙の同意を得ずに第三者への開示は行わない。
  - (1) 甲が乙に対し事前に利用目的を明かし同意を得た場合
  - (2) 甲が法令または公的機関からの要請を受け、要請に応じる必用を認めた場合
  - (3) 甲が人の生命、身体または財産の保護の為に必要があり、且つ乙の同意を取ることが困難であると判断した場合
  - (4) 甲が本サービスの提供または機能向上を目的とすることを認めた場合
  - (5) 甲が本サービスの業務の一部を委託する為に必用と認めた場合
2. 乙は、前項によらず甲が乙を特定できないように加工した情報を用いて、乙の本サービス利用状況を分析した結果情報を本サービスおよび甲のサービスの利便性向上や新規サービスの検討などに利用、または第三者への開示を行なうことを承認する。
3. その他、乙の情報ならびに代表者および担当者の個人情報については、法令および甲の個人情報保護方針に準ずるものとする。

#### 第 15 条（個人情報の保護に関する事項）

1. 甲は、乙から取得した乙の個人情報の取り扱いを次の通り履行するものとする。
  - (1) 甲は、本規約締結に関して乙より取得した個人情報に関し、個人情報保護管理者を任命し、乙の個人情報を適切且つ安全に管理し、個人情報の漏洩、滅失または毀 損を防止する保護策を講じるものとする。なお、個人情報の取扱については、甲の「個人情報の取扱いについて」に定め甲が指定するウェブサイト（<https://all-dental-japan.com/>）に掲載する。
  - (2) 甲が乙より本サービスに関して個人情報を取得する目的は、本サービスの業務上の利用および乙への情報提供を目的とし、当該範囲以外での利用および開示は前項に準じるものとする。
  - (3) 乙が甲に個人情報を提供するかどうかは、乙の任意によるものとする。ただし、必要な項目を提出しない場合、本サービスの乙に対する提供内容が限定的になる等の不利益が発生する可能性を乙に説明し、乙は承認するものとする。
  - (4) 乙は、甲に対して自己の情報開示等（利用目的の通知、開示、内容の訂正、通知又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止）の請求等）に関して、本条 1 項 1 号に記載の「個人情報の取扱いについて」に従い、甲に申し出ることができ、甲はこの申し出に対し合理的な期間内に対処するものとする。

#### 第 16 条（損害賠償）

1. 甲は、甲の故意または重大な過失がある場合を除き、本サービスの提供に関して乙に生じた損害について一切の法的責任を負わない。
2. 甲が前項に基づいて損害賠償の責を負う場合の責任範囲は、乙の逸失利益を含まないものとし、かつ乙に現実発生した通常予見可能な損害に限るものとする。

#### 第 17 条（準拠法および合意管轄）

1. 本規約は日本法によって解釈され日本法を準拠法とする。
2. 本規約または本サービスに関して、甲と乙で紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とする。